

最高裁秘書第2757号

令和3年9月10日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

4月6日付け（同月7日受付、第030068号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 2月10日付け「判決書（写し）ご提供のお願い」と題する文書（片面で1枚）
- (2) 2月15日付け「裁判書写しの交付について（当審裁判書）」と題する文書（片面で1枚）
- (3) 2月16日付け最高裁判所裁判部裁判関係庶務係回答「裁判書写しの交付について（2月10日付け依頼に対する回答）」（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)の文書には、個人識別情報（氏名）及び公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人の名称等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

- (2) 1の(2)の文書には、個人識別情報（印影及び内線番号），公にすることによ

り法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人の名称等）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

(3) 1 の(3)の文書には、個人識別情報（氏名及び印影）及び公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人の名称等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

2021年2月10日

最高裁判所 御中

判決書（写し）ご提供のお願い

平素は、格段のご高配にあざかり厚くお礼申し上げます。

[REDACTED]への判例収録を目的とする弊社への判決文（写し）のご提供に関して、ご検討いただけますようお願い申し上げます。

尚、データベース収録に際し、プライバシーに配慮し、個人情報に関しては、弊社基準に沿って仮名処理を行います（[REDACTED]など同等の仮名処理）。

（民事）

提供希望判決文：1件（丸囲み数字の事案）

①令和2年2月25日 最高裁第三小法廷 令元（行ヒ）219号

原爆症認定申請却下処分取消等請求上告事件

（参考）

控訴審：福岡高裁 平30（行コ）24号（収録済み）

第一審：長崎地裁 平28（行ウ）4号（収録済み）

ご多忙中恐縮ではございますが、何卒よろしくご検討お願い申し上げます。

ご回答・判決文送付先 [REDACTED]

担当：[REDACTED]

〒[REDACTED]

連絡先：電話 [REDACTED] FAX [REDACTED]

〒[REDACTED]

代表取締役 [REDACTED]

3.2.12

1225

(行政)

上 調 査 官	席 官	大法廷訟 首席書記官	廷 首席書記官	上席書記官	庶務主任	補佐	係長	係
								

記録保存係 補佐

記録保存係 係長

裁判書写しの交付について(当審裁判書)

[REDACTED]から別添依頼書のとおり、裁判書写しの交付依頼がありました。については、下記の理由により便宜供与相当と思料するので、裁判書写しを交付してよろしいか。

記

- 1 使用目的は、[REDACTED]への判例収録である。
- 2 他の方法では入手することが困難である(裁判所ホームページには登載されていない。)。
- 3 同社及び他社からの同様の依頼に応じた事例がある。
- 4 事件関係者の個人情報の保護に対して、十分配慮する旨を誓約している。

令和3年2月15日

主筆 杉 [REDACTED]

(内線 [REDACTED])

令和3年2月16日

[REDACTED] 御中

最高裁判所裁判部裁判関係庶務係

裁判書写しの交付について

(2月10日付け依頼に対する回答)

下記の事件について、当審裁判書の写し1部を交付します。

記

令和元年(行ヒ)第219号

令和3年3月5日

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]